

乳幼児保育・幼児教育の場における 保護者支援のあり方 (2)

——困難事例に潜む問題点の構造的理解と解決策に関する試論——

伊藤 篤・大西 晶子

Exploring the Way Guardian Support Works Out
in the Context of Early Childhood Education and Care (2):
Essays on structural grasp of and resolving measures
for the problems lurking behind difficult cases

Atsushi ITO and Akiko ONISHI

Summary: In our last thesis (Ito & Onishi 2022), we focused on so called difficult cases, where child care professionals provide parents in need of individual consideration with various supports, proposing that structural approach of figuring out the essence of difficult cases would be needed in order for understanding the reason why child minders regard them as “difficult”. We could derive, from the analysis of titles presented at the Japan Society of Research on Early Childhood Care and Education, the combinational structure, i.e., broken-down patterns, composed of two standpoints (with or without cognition of seriousness of problems, with or without support provision/aspiration) and two parts (guardian’s side, professional side). In this thesis, accordingly, we picked up major and difficult cases for child minders to support from the personal commentaries written by one of us, and tentatively proposed the resolving measure of these cases by making use of the structural approach as stated above.

Key Words: guardian support provided by childminders, difficult cases, structural (broken-down pattern) approach, resolving measures

要約: 前稿（伊藤・大西 2022）では、保育所等の保育者が保護者支援を展開する際に困難さを感じるケース、いわゆる「困難事例」に焦点を当て、なぜ“困難”なのかを理解するためには、事例を構造的に理解するというアプローチが求められることを提案した。過去5年間の日本保育学会で発表された個別的な配慮を要する家庭の保護者支援に関する研究等のタイトル分析から、“2つの観点（課題そのものが見えているのかどうか＝課題の深刻さの認識の有無）／課題の解決に向かおうとするかどうか＝支援提供ないしは支援希求の有無”と“2つの立場（保護者の側／保育者の側）”の組み合わせによるパターン化を試みた。そこで、本稿では、筆者のうちの一人がこれまでに収集してきた園における支援事例の中から困難事例を取り上げ、上記の構造的（類型的）アプローチを活用しながら、その解決に向けた方策を試論的に導いた。

キーワード: 保育者による保護者支援, 困難事例, 構造的（類型的）アプローチ, 解決策

1. はじめに

乳幼児の保育あるいは幼児の教育を担う保育者が、個別の配慮が必要な入所児とその保護者の支援に難しさを感じる家庭の姿は多様となってきていると言われる。中谷・鶴・関川(2015)は、保育所等で対応している生活課題を把握するという目的で実施した文献検索研究の成果を公表しているが、分析対象となった37文献のうちの多くは「子育てに関する課題」を含んでいる(24文献:内容は、虐待(16)、子どもの発達問題(7)、子どもの障害(5)、育児不安(4)など)が、それと同時に「子育て以外の課題」を含む文献数も18と比較的多く、その具体的内容は、親の精神疾患(9)、親の低い養育能力(8)、経済的問題(5)、社会的孤立(5)、DV(4)、夫婦間のトラブル(4)、ひとり親家庭(4)、家族関係の調整(3)などに整理されている[1つの文献内に複数の課題が含まれているので、()内の合計は総文献数を超えている]。

こうした子育てに関する課題あるいはそれ以外の様々な課題を抱える家庭-場合によってはこれらの課題が複合している家庭-が増えれば増えるほど、保育者が支援に難しさを感じるであろうことは容易に想像できる。このような困難事例を分析する手法として、筆者らは前稿(伊藤・大西2022)において、日本保育学会で過去5年間に発表された研究タイトル(テーマ)を精査することを通して、2つの軸(観点)と2つの立場を組み合わせで類型化される構造的アプローチを提起した。言い換えれば、こうした構造化によるアプローチが「困難事例の本質を把握するために有効なのではないか」と提案したのである。

改めて、伊藤・大西(2022)で示した2つの観点および2つの立場から導かれるパターンを以下に記載する。2つの観点とは、「課題そのものが見えているかどうか=課題の深刻さの認識の有無」と「課題の解決に向かおうとするかどうか=支援提供ないしは支援希求の有無」である。2つの立場とは「保護者の側」と「保育者の側」である。これらの組み合わせを探究した結果として導出されたのが次の3パターンである。

〈第1パターン〉

- ・保護者の側 課題が見えていない・見たくない(ので)支援を希求しない
- ・保育者の側 課題が見えている(ので)支援提供に向かおうとする

〈第2パターン〉

- ・保護者の側 課題は見えている・自覚している(が)支援を希求しない
- ・施設の側 課題の認識はあるが、家庭の様子を直接確認できない(ので)支援の提供に向かいにくい

〈第3パターン〉

- ・保護者の側 課題がある・課題があると信じ込んでいる(ので)支援を希求する
- ・保育者の側 課題として認識しにくい(ので)支援の提供の必要性を感じない

日本保育学会において展開されてきた困難事例(個別の配慮が求められるにもかかわらず支援が困難なケース)に関する研究については、その視座を、「①保護者の側に困難さの原因・背景を探究する」→「②困難(だと保育者が認識する)ケースそのものが内包する構造(パターン)を探究する」→「③保育者が受けるネガティブな影響を探究する」という一連の流れとして整理することも前稿では明らかにしているが、本稿で着目するのは「②」の局面である。すなわち、目の前の困難事例が、このようなパターンのうちどれに該当するかを見定めることができれば、“なぜ支援が困難なのか”の本質を把握でき、そこから効果的な解決策(対処法)が導出できるのではないかと期待した。そして、この作業過程を論理的に記述することが、本稿の目的となる。

筆者らのうちの一人がこれまでの長期にわたる保育経験(保育士歴21年)の中で、自身があるいは同僚の保育士たちが保護者支援を展開するのに困難を抱えてきたと判断する事例を書き留めてきた記録(一次資料)があった。そこで、それを「保護者像」という個人をまったく特定できない一般的な表記によって再整理した記録(二次資料)を作成し、それを擬似的に「保育者の眼前に現れる困難事例」と捉え、上述した本稿の目的が達成できるかどうかを試みた。

2. 二次資料・困難事例に見られる保護者像の全容

困難事例を改めて「保護者像」という形で記載し直した記録は A4 版用紙 14 ページにわたっており、約 22,000 文字で成り立っている。この記録において、再整理された保護者像は実に多様であるが、まずは、その全容を了解するために、保護者像を分類することとした。すでに、大きなカテゴリとしては、「Ⅰ. 不適切な養育（虐待・ネグレクトを含む）が見られる保護者」「Ⅱ. 家計・金銭にかかわる問題を呈する保護者」「Ⅲ. 障害等に関連する問題を呈する保護者」が設定されていたものの、筆者ら 2 名によるさらなる検討の結果、主に“置かれた状況そのものは不適切な養育などの問題に即座に結びつくものではないが、それに関連して困難さが生じるもの”を「Ⅳ. その他の問題を呈する保護者」というカテゴリとし、これを追加的に設定した。結果として、4 分類の【大カテゴリ】を確定した。次に、これら各【大カテゴリ】内に位置づいている保護者像（具体的な姿）を筆者ら 2 名で検討した結果、“中カテゴリ”（A. B. C. …で示す）および“小カテゴリ”（① ② ③…で示す）に分類し命名もおこなった。その結果を具体例と併せて以下に示す。

【Ⅰ. 不適切な養育が見られる保護者】

A. 身体的虐待を繰り返す保護者

激昂すると暴力によって、子どもを服従させようとする。保育者など他者が周囲にいる場面であっても、子どもが望ましくない行為をしたわけでもないのに、自分が立腹しているという理由だけで手を上げる。

B. ネグレクト（養育の放棄・怠慢）する保護者

子どもに適切に食事を与えない、子どもに適切な生活環境を与えない、子どもが怪我をしたり病気になったりしても病院に連れていかない・薬を飲ませない・痛みの軽減を図ろうとしない、子どもの言葉や訴えに耳を貸さない。

C. 心理的虐待を繰り返す保護者

自己中心的な態度・考え方に従って子どもと関わるため、子どもの気持ちに寄り添うことがない、子ども心が傷ついていることに気づかない、子どもの気持ちに目を向けようとしめない。

D. 家庭内暴力（DV）が生じている・生じていた家庭の保護者

母が夫から DV を受けている、夫が子どもに手を上げる、保育所・家庭児童相談所・警察などに相談している、離婚して逃げてきているが夫が時々会いに来る。

E. 異性との関係が不適切な（派手である、依存しやすい）保護者

母が異性との交流に没入して、子どもに目がほとんど届かない。配偶者ではない異性が子どもの送迎に来るが、その異性がしょっちゅう変わることもある。また相手からの暴力があり、それを子どもが目撃してしまうこともある。

F. 夫婦間の関係性が悪い・離婚を前提に子どもを取り合う保護者

夫婦の仲が良くなく、喧嘩する姿を子どもに見せていたり、離婚後の子どもの取り扱いなどで子どもや園を巻き込んだりする。

G. 子どもの体調への危機感が薄い保護者

子どもが動物アレルギーなのに家で動物を飼っている、オムツかぶれを放置する、大きなたん瘤ができていても気づかない・いつできたか分かっていない。こうした点を保育者などが指摘・注意しても気にする様子はない。

H. 専らスマートフォン・ゲーム・テレビなどに子どもの相手をさせる保護者

自分が子どもの相手をする代わりに、小さいうちから（1 歳児からでも）、スマートフォンやタブレットを与え遊ばせる、YouTube などを自由に見せる、1 日に何時間もゲームをさせる、1 日中テレビをつけっぱなしにする。

I. 食生活を適切に管理できない保護者

好き嫌いの激しいままにさせる、炭水化物と甘い物だけを摂取させる、欲しがるものを欲しがるだけ与えるな

どの偏食や栄養過多から、虫菌をはじめとする健康状態に悪影響が出るような食生活をさせている。

J. 自身の生活リズム・子どもの生活リズムを適切に維持できない保護者

保護者自らが夜型の生活をしているせいで、朝起きられず登園が遅くなる、朝食を食べさせられない、夜遅くまで寝かせないなど、親子共に生活リズムが乱れている。

K. 子どもや園への関心が薄く自己中心的な保護者

園からのおたよりや連絡帳を見ることなく、園行事にも無関心で、保育者が声をかけても参加しようとしな

い。子どもへの関心も薄く子どもよりも自分をかまってしまう。

L. 子どもと適切にかかわることができない保護者

① 悪気はないものの子どもの欲求に積極的に応答しない保護者

子どもが抱っこを求めてもあまり抱こうとしない、言うことを聞かせようと大きな声で繰り返し声をかけるが行動を共にしない（声のみで子どもを動かそうとする）。

② 子どもに振り回され続け子どもの自立に向けたかかわりができない保護者

子どものいいなりに従ってしまうせいで、きちんと食べさせられなかったり、寝かせられなかったり、言い聞かせられなかったりで、結果的に生活習慣が乱れてしまう。

③ 極端に過保護で子離れができない保護者

過保護が過ぎて、4～5歳になっても園での朝の準備をはじめ、身の回りのことを全部先回りしてする、子どもをいつまでも赤ちゃん扱いして抱っこやベビーカーで送迎する。

④ 自分の責任で子育てをしようとする意識が希薄な保護者

自分では理由を述べてきちんと叱れないため、他者が罰しに来るなども含めて、常に脅すようなネガティブな言葉を投げかけて、子どもをコントロールしようとする。

⑤ 気が乗った時は執拗にかまうが、気が乗らない時は子どもに冷淡な保護者

子どもとのかかわりが自分の気分次第で決まる。つまり、ある時は人前で必要以上に子どもとスキンシップとるが、ある時は子どもを必要以上に叱り飛ばしたり叩いたりする。子どもが愛情を求める行動をとっても自分がその気分でなければ放置・無視できる。

M. 園などに非常識・理不尽な不平不満や要求をつきつける保護者

① 子どものためだという理由づけて自分の要求を通そうとする保護者

子ども自身の痛い・辛いなどの気持ちや立場からではなく、自分の子どもが被害を受けたからや自分自身がしんどいかどうか・面倒くさいかどうかで判断して、保育所や周囲に不満をぶつける。

② 子どもの言葉・説明を鵜呑みにして（その真意が理解できず）クレームを言う保護者

子どもが友だちや保育士から「～をされた」「～と言われた」と聞いて、その場の状況や子どもの本当の思いを確認することなく、すぐに激昂して正しい判断ができなくなる。

③ 自分の都合を優先するために子どもの言葉を利用する保護者

子どもが「～と言ったので」「～を望んでいるので」などと、子どもの言い分を理由にして、自分の欲求を満たそうとする。

N. 園などとの信頼関係を持つことができずクレームの多い保護者

保育所や周囲の人を信頼できないためか、直接に園や相手に訴えればすぐに解決すると思われることでも、すぐに役所に匿名の電話を入れてクレームを言う。

O. 目先の小さな心配・不安にとらわれすぎて子どもの成長の機会を制限している保護者

小さな擦り傷（すぐに治る怪我）や「〇〇するかもしれない」といった小さな不安など、目の前で起きているネガティブな事実を気にし過ぎるあまり、結果的に子どもの活動や経験の機会を奪ってしまっている。

P. 適切に育児ができないのにさらに子どもを妊娠・出産する保護者

いま養育している子ども（たち）ですら、自分たちでは十分に世話をしきれない—しつけなどができず放置したりする—にもかかわらず、また、仕事がなくても長時間保育や土曜保育も利用したがったりするにもかかわらず、次の子どもをもうける。

【Ⅱ. 家計・金銭にかかわる問題を呈する保護者】**A. 金銭を適切に管理できない保護者**

仕事があり（生活保護は受けておらず）、生活に困るほど低い給与水準ではない様子なのにもかかわらず、主食費や月 3,000 円程度の保育料など最低限必要なお金を毎回のよう滞納する。

B. 夜の仕事を選んでいるため生活リズムが不規則になっている保護者

給与水準が高いからという理由で、日中の仕事ではなく夜の仕事（日中の仕事に加えて夜の仕事）をしているため、親子ともに生活リズムが不規則になっている。

【Ⅲ. 障害・病気等に関連する問題を呈する保護者】**A. 障害のある子どもとの共生を考えられない保護者**

手が出たり暴れたりといった特性を持つクラスメイトとかかわらせないで欲しいと言ってきたり、その子どもや保護者をあからさまに避けたりする。

B. 病気のある子どもとの共生を考えられない保護者

園では子どもはもちろん保護者の病気や病歴について公開しないが、なんとなく気づいたりした情報をもとに、病気がうつったりしないか心配だと言って具体的な情報を欲しがったり、わが子を特別に遠ざけるよう要求してきたりする。

C. 子どもの落ち着きのなさを投薬だけで解決しようとする保護者

落ち着きのないわが子を障害児だと決めつけ、薬を飲んだら落ち着けると聞いたので病院で診断してもらい薬を処方してもらいたがる。子どもが何に困り、どういった援助を必要としているのかを考えられず、自分の子育てが楽になることを優先させる。

D. 障害に関する知識や理解が不十分な保護者

障害について、生きづらさを抱えてしまう・親として恥ずかしいなどネガティブなイメージしか持っておらず、障害受容によって子ども自身が生きやすくなったり、自身の子育てがしやすくなったりといったメリットに目を向けることができない。あるいは、現状はある程度受け入れているものの、障害は病気と同様に治癒するものだと考えから、小学校に上がるまでには治したい、といった誤った期待を持っている。

E. 障害のある子どもとのかかわり方が分からない保護者

「何を言っても言う事を聞かない」や「いつもこうだから」と、子どものやりたいようにさせ、向き合うことをせずに放置してしまっている。

F. 障害のある子どもの就学・相談や手続きをスムーズに進められない保護者

障害を受容しており診断も出ているが、就学に際して相談や特別な手続きが必要だとの認識がなく、園からの提案・アドバイスでやっとな動く。あるいは、通常クラスでは学ぶことが難しいと思われるので小学校に就学相談へ行くように勧めるが、子どもの障害を認めないため、相談に行こうとしない・行っても相談だけして終わる（結果的には、就学してから支援学級に在籍となる）。

【Ⅳ. その他の問題を呈する保護者】**A. 生活保護費をうまく使えない保護者**

保護費を自分のためだけに使って派手な生活を営む一方で、子どものために使わないため、子ども身なりが粗末になっている。あるいは、生活必需品以外のものに多くの保護費を使ってしまい生活自体を苦しくさせている。

B. 若年出産のため育児が難しい保護者

20 歳前後で出産しているため、まだまだ自分自身が遊びたい気持ちもあり（学生であったり、自身の親に扶養されていたり）、親であるという自覚に乏しく、子どもの世話が不十分である。

C. ひとり親家庭で多忙のため子どもの世話が十分にできない保護者

母子家庭または父子家庭であるため、仕事が忙しいうえに、一人だけで（頼れる親族などもおらず）子育てしているので、十分に子どもと向き合えない。あるいは、子育てを援助してくれる祖父母などに、そのほとんど

を任せきりにしてしまう。

D. 外国にルーツがあるため多様な配慮を要する保護者

言葉の壁があることを始めとして、食事や服装など生活習慣の違い、その他の文化・風習の違いに配慮することが一難しい対応であるが一必要となる。

E. 特定の宗教を強く信じることから問題を呈する保護者

自分の信じる宗教の教義から、園での子どもの活動に禁止・制限を加えたり、園の保護者や保育者に布教・入信の勧誘をしたりする。

F. 複数の保育施設・保育サービスを併用し子どもに向き合わない保護者

夜勤が多いこと・自営業で不規則な生活であることなどから、保育所から勤め先の託児所へ、そのまま翌朝には保育所に預けたり、日曜日も託児所を利用したり、平日が休日であっても保育所を利用したり、ベビーシッター・近隣者に子どもを預けたりと、家庭で子どもにゆっくり向き合わないため、子どもにネガティブな影響が見られる。

以上が、筆者の一人が保育者として入所児の家庭とかかわってきた経験のなかで、支援に困難さを感じてきた保護者像を分類・整理した研究成果である。そこで、次項では、「保育者が困難だと認識するケースそのものが内包する構造(パターン)を探求することによって、効果的な解決策(保育者による対応策)を導き出せるかどうかを検討してみる。

3. 困難事例の構造的な理解から導かれる解決策

前項で分類・整理した困難事例と認識される保護者像の総数は36あり、本稿内でこれらすべてを対象として分析するわけにはいかない。そこで、各大カテゴリから、より多くの保育者が支援に困難さを実感すると推測される事例＝保護者像(下位カテゴリ)を1つずつ選択して検討を進めることとした。

もちろん、「推測される」といっても、恣意的に事例を選ぶことは避けたい。そこで、筆者のうちの一人が所属する園(大都市部にある幼保連携型こども園)を含む6園と近隣市にある1園(計7園)に勤務する保育士21名を対象として、「大カテゴリそれぞれに含まれる下位カテゴリの中で、自分にとって最も対応が難しい保護者像」を選択する形式の簡単な調査を実施した。

2都市・7園に勤務する21名の内訳は、公立園5か所・民間園2か所、園長3名・副園長1名・主任2名・担任14名・子育て支援担当1名であり、調査時期は2022年9月5日～9月20日であった。その結果、大カテゴリ「Ⅰ」については「C」が、大カテゴリ「Ⅱ」については「B」が、大カテゴリ「Ⅲ」については「C」が、大カテゴリ「Ⅳ」については「F」が最も多くの保育者に選択された。

そこで、これら4つの保護者像(事例)を、構造化(パターン)によって理解することを通して、効果的な解決策を導出できるか否かを検討していく(なお、この調査では「なぜその保護者像を最も困難であると選択したかの理由」も併せて尋ねているが、これについての分析は紙幅の関係で本稿においては検討しきれないため、次稿に譲りたい)。

(1) 「Ⅰ-C」: 不適切な養育が見られる保護者→心理的虐待を繰り返す保護者

このカテゴリに当てはまる保護者の特徴を再掲すれば「自己中心的な態度・考え方に従って子どもと関わるため、子どもの気持ちに寄り添うことがない、子ども心が傷ついていることに気づかない、子どもの気持ちに目を向けようとしめない」である。

これは文字通り、〈第1パターン〉に該当する。すなわち、保護者は「自分の子どもへの接し方やその背後にある考え方が不適切である」ことに気づかないせいで、あるいは、自己防衛的に「それらが不適切であるかもしれない」と思いたくないせいで、子どもが被っている不利益が見えない・それを見ようとしめない状況にあると解釈できる。

一方で、保育者は、こうした保護者との関わりによって、園における当該の子どもの様子―例えば、自信を失

っている、特定の場面で表情が固くなるなどから、現状は深刻であると判断する。しかし、保護者はそうした園でのわが子の様子を直接に見られない、あるいは、他児と比較できる場面が少ないため、その様子がおかしい事に気付きにくい。この点が、この「見えない・見ようとしない」という態度の継続に好都合となり、それを強化させてしまう可能性もある。これが、このパターンにおける第1の困難さである。これに対する方策は、「子どもが園で見せている“親から被っている不利益の影響”を保護者に対して可視化する」こと－可視化の方法は多様にあると考えられる－であろう。

ところが、この形での可視化には第2の困難さが潜んでいる。それは、保護者の不適切な養育が子どもにネガティブな影響をもたらしているという因果関係を保育者が“保護者が納得するよう”に伝えることができるかどうかである。また、こうした伝達は保護者に向かって暗に「あなたの家庭等における子どもの養育は不適切である」と宣言することになるため、特に、「あえて見ようとしない（気づこうとしない）」自己防衛的な保護者からの反発を招きやすい。この意味では、やや遠回り感があるものの、「保育者が当該の子どもに対して園でどのようにかかわっているか」「それによって子どもにどのような効果が見られているか」を可視化するという方策－「保育者によるモデル提示」の工夫－が適切なのではないと言える。

ここで焦点を当てている困難事例（第1パターン）において保育者が目指すのは、保護者を糾弾することではなく、「保護者が自らの養育態度をポジティブな方向に変容させていくこと」ことであることは論を俟たない。そして、この目標の達成のために必要な方策は、「子どもが被っている不利益が見えない・それを見ようとしない状況」にある保護者に対し、“どのようなモデルをどのような方法で可視化し示していくか”を考え実践することになる。

(2) 「II-B」：家計・金銭にかかわる問題を呈する保護者→夜の仕事を選んでいるため生活リズムが不規則になっている保護者

このカテゴリに当てはまる保護者の特徴を再掲すると「給与水準が高いからという理由で、日中の仕事ではなく夜の仕事（日中の仕事に加えて夜の仕事）をしているため、親子ともに生活リズムが不規則になっている」である。

こうした事例において支援が難しいのは、生活リズムの乱れという課題の背景に「家計の苦しさ」があること、憲法第22条第1項において「職業選択の自由」が規定されていることに起因すると考えられる。言い換えれば、この事例は、家庭への介入に慎重さが求められるという意味で支援のハードルが高い。一方で、不規則な生活リズムは、子どもの健康や発達・発育にとってネガティブな影響を与えていることが保育者には見えているので、なんとか支援を展開しようとする。

こうしたケースでは、2つの〈パターン〉が想定できる。まず、〈第1パターン〉に該当するのは、家計はそれほど苦しくないにもかかわらず、さらなる収入増を図って夜の仕事を継続している保護者である。この中には、すでに「不適切な養育」の項で検討したように、「課題が見えていない」保護者（ア）と「課題をあえて見ようとしない」保護者（イ）とが想定できる。また、家計が苦しいので、少しでも収入を高めるべく夜の仕事を続けている保護者もいると思われるが、この中にも「課題が見えていない」保護者（ウ）と「課題をあえて見ようとしない」保護者（エ）とが想定できる。

これらに加えて、新たに「保護者の側：課題は見えている・自覚している（が）支援を希求しない」+「施設の側：課題は見えている（ので）支援提供に向かおうとする」という、これまで提示していない〈第4パターン〉がありうる。これは、自分（たち）の夜の仕事のせいで子どもにネガティブな影響があることを承知しているが、家計のためにやむを得ないと考えている保護者（オ）である。

この事例は、家庭における不規則な生活が課題となっているため、「保育者によるモデル提示」という方策は採用できないが、先の不適切な養育の事例とは異なり、不規則な生活によるネガティブな影響が、比較的可視化（数値化）されやすい子どもの健康や発達・発育という側面に現れる－因果関係が比較的提示がしやすい－という特徴がある。保護者を責めるようなアプローチは慎みながらも、この因果関係を分かりやすく示すことを通して、規則的な生活の重要性やそのためには仕事の時間帯を変える方法もあることを伝える方策が、少なくとも「ア」「イ」の保護者に対して奏功する可能性があるだろう。これに対し、家計の苦しさを少しでも低減したい状況にある

「ウ」「エ」「オ」の保護者に対しては、昼の仕事に変えてもなお家計の維持・充実が見込める方策を同時に提示しなくてはならないため、社会福祉（ソーシャルワーク）専門職との連携による支援が求められる。

(3) 「Ⅲ-C」：障害・病気等に関連する問題を呈する保護者→子どもの落ち着きのなさを投棄だけで解決しようとする保護者

このカテゴリに当てはまる保護者の特徴を再掲・整理すると「わが子を障害児だと決めつけ、行動を落ち着かせるために薬の処方だけに頼る」や「わが子の特性に向き合うことなく自分の子育てが楽になることを求める」であり、子どもに対して保護者として求められるかかわり・役割を的確に果たしていない姿と言える。もう少し立ち入った表現を使えば、わが子が障害児と決めつけて、養育という責任から逃れようとしている保護者である。これは、明らかに〈第1パターン〉のうち「課題を見たくない」ケースに該当する。

困難さを高めているのは、おそらく、「見たくない」の内実が「障害があることを受容したくない」というよりも、「養育の大変さから逃れるために、専門的サービスに全面的に依存することで、自分が養育の根幹を担わなくてはならないという事実を認めたくない」点にある。

子どもの被る不利益が何であるかが明確に書かれていないが、ここでも、先の「Ⅰ-C」と同様に「このようなかかわりをすれば、気になる特性が目立たなくなる」ことを保育者が保護者に対してモデル提示をし、実際に子どもが変化する姿も示しながら、保護者にも同じようなかかわりが必要なことを伝えていくことが、一つの方策となり得るであろう。

(4) 「Ⅳ-F」：その他の問題を呈する保護者→複数の保育施設・保育サービスを併用し子どもに向き合わない保護者

このカテゴリに当てはまる保護者の特徴を再掲・整理すると「夜勤や自営業など仕事の時間が不規則なことから、複数の保育サービスや託児サービスを活用しており、自ら子どもと向き合おうしない」であり、結果的には痼癢を起こしやすくなるなど子どもにネガティブな影響が見られるケースである。このような事例に保育士が介入のしにくさ（困難さ）を感じるのは、「Ⅱ-B」の場合と同様に、生じている課題が保護者の働き方（就いている職業の特徴）に起因しており、「職業選択の自由」に抵触する可能性を考えてしまうからだと思われる。

子どもが被っている影響が可視化しやすいもの（因果関係を示しやすいもの）であれば、保護者に対してそれを丁寧に説明しながら、規則的な生活を送ることの重要性やそのためには働き方を工夫して子どもと一緒に過ごす時間を少しでも増やす方法を保育者と保護者とで一緒に考えていくという方策が考えられる。

一方で、子どもが被っている影響が複数の保育・託児サービスを長時間利用し過ぎることの結果であることを提示しにくい場合はどのようにすれば良いであろうか。おそらく、ネガティブな影響に着目するのではなく、ポジティブな影響を活用する方策が有効になると思われる。保護者が子どもと比較的長時間向き合ったであろうと推測できる日があり、その次の日、当該の子どもがいつもとは異なり非常に落ち着いているのであれば、そのことを保護者と共有することで「もう少し子どもと向き合う時間を増やしていこうか」という気持ちを高めていくことが一つの方策となり得るであろう。

4. おわりに

保育者が保護者支援を展開する際に困難さを感じる事例の特質を、“2つの観点（課題の深刻さの認識の有無／支援提供ないしは支援希求の有無）”と“2つの立場（保護者の側／保育者の側）”との組み合わせから捉えることによって、適切な支援策が導き出せるかどうかを検討した。試みの結果、この類型化（構造的アプローチ）は、直接に解決策につながるというよりも、「なぜ保育者が困難さを覚えるのか」、その理由を発掘する糸口として有効であり、そこから「解決に向けた一定の方向性」を導けることが判明した。

引用文献（引用順）

伊藤篤・大西晶子（2022）「乳幼児保育・幼児教育の場における保護者支援のあり方（1）：困難事例に関する保護者支援研究の視座」『甲南女子大学研究紀要Ⅰ』第58号 121-128

中谷奈津子・鶴宏史・関川芳孝（2015）「保育所における生活課題を抱える保護者への支援：保護者支援・保護者対応に関する文献調査から」『大阪府立大学紀要（人文・社会科学）』第63巻 35-45